

○佐賀県警察広域機動捜査班設置要綱の制定について

平成元年 3 月 20 日

佐警本例規（捜一）第 5 号

最近の犯罪は、高速道路網の整備、交通機関の発達等により、ますます広域化、スピード化の傾向を強めている。そこで、広域事件の発生に際し、捜査の初期的段階において、事件の波及性、他事件との関連性等を広域的視野に立って的確に判断し、迅速かつ広域的な捜査を推進することが、当面の重要な課題となっている。

したがって、広域重要事件について、都道府県警察間における連絡共助の強化を図り、効率的な組織捜査を推進するため、この度、別添のとおり「佐賀県警察広域機動捜査班設置要綱」を制定し、平成元年 4 月 1 日から実施することとしたので、通達する。

（別添）

佐賀県警察広域機動捜査班設置要綱

第 1 目的

この要綱は、広域機動捜査班の設置、任務、運用等について必要な事項を定め、もって広域重要事件の早期検挙を図るとともに、その拡大又は再発を未然に防止することを目的とする。

第 2 定義

1 広域重要事件

広域重要事件とは、広域にわたり発生している重要な事件及び広域にわたり捜査を必要とする重要な事件をいう。

2 対象事件

対象事件とは、広域機動捜査班がその捜査に従事すべき事件をいい、広域重要事件のうち次に掲げるものとする。

- (1) 殺人、強盗、放火等の凶悪事件
- (2) 人命に危険が及ぶおそれのある誘拐、人質事件
- (3) 特異な恐喝、脅迫事件
- (4) 犯行の手段、方法、被害の程度からみて特異な窃盗事件
- (5) 暴力団の大規模な抗争事件
- (6) その他社会的反響の大きい事件又は社会的不安を引き起こすおそれのある事件

第 3 設置、編成等

- 1 刑事部捜査第一課に、広域機動捜査班を設置する。

- 2 広域機動捜査班は、班長、副班長及び所要の指定班員をもって編成する。
- 3 広域機動捜査班の班長は特殊事件捜査を担当する課長補佐、同副班長は機動捜査係長をもって充てる。
- 4 広域機動捜査班の班員の勤務は、原則として3交替制とし、対象事件が発生し継続捜査に従事する場合等必要があるときは、日勤制勤務に移行することができる。

第4 任務

広域機動捜査班は、対象事件のうち、広域にわたり対応を要する部分及び機動力を要する部分の捜査を行うことを主たる任務とする。

第5 運用等

- 1 広域機動捜査班は、対象事件（対象事件に発展するおそれのある事件を含む。以下同じ。）を認知した場合は、迅速に所要の捜査を行うものとする。
- 2 広域機動捜査班は、その管轄区域外での捜査に従事する場合には、当該都道府県警察の広域機動捜査班と緊密な連携を保ちつつ所要の捜査を行うものとする。
- 3 広域機動捜査班は、他の都道府県で対象事件が発生した場合は、必要に応じ当該事件が本県に波及したときに備えて、所要の措置をとるものとする。
- 4 広域機動捜査班は、対象事件が発生した都道府県警察の要請を受けて所要の捜査を行うものとする。

第6 教育訓練

広域機動捜査班は、高度かつ専門的な広域捜査力の向上を図るための実践的教育訓練に努めるものとする。

第7 その他

この要綱を実施するための必要な事項は、別に定める。